

# 最近の建設行政の動向について

---

# 令和8年度予算概算要求のポイント

## 1. 国費総額

### (1) 一般会計

**7兆812億円 (1.19倍)**

#### 公共事業関係費

- 一般公共事業費
- 災害復旧等

**6兆2,820億円 (1.19倍)**

6兆2,403億円 (1.19倍)  
416億円 (1.00倍)

#### 非公共事業

- その他施設費
- 行政経費

7,992億円 (1.18倍)

873億円 (1.49倍)  
7,119億円 (1.15倍)

### (2) 東日本大震災復興特別会計

**367億円 (0.60倍)**

## 2. 財政投融資

**1兆6,413億円 (1.23倍)**

### 事項要求

- 下記項目については、事項要求を行い、予算編成過程で検討する。
  - ・ 第1次国土強靭化実施中期計画に基づく取組の推進に必要な経費
  - ・ 労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した公共事業等の実施に必要な経費
  - ・ 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の新規着工に要する経費
  - ・ 一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しに係る大臣間合意を踏まえた更なる増額
  - ・ 日米協力を踏まえた造船についての強靭なサプライチェーンの構築に必要な経費

## 総合経済対策の策定について(高市内閣総理大臣指示)(令和7年10月21日閣議)(抄)

- 一 日本は今、少子化、物価高、国際情勢の緊迫、そして地方の衰退などの大きな岐路に立っています。  
…「未来への不安を希望に変える」ため、まずは、今の国民の暮らしを守る物価高対策を早急に講じるとともに、日本経済の強さを取り戻すための経済政策を作り上げていきます。
- 二 こうした基本的な考え方のもと、物価高から暮らしと職場を守ること、大胆な危機管理投資と成長投資で暮らしの安全・安心の確保と強い経済を実現すること、そして防衛力と外交力の強化で日本の平和を守ること、といった重要課題に速やかに対応することを目的として、「総合経済対策」を策定します。
- 三 経済対策の柱は、第一に、生活の安全保障・物価高への対応です。
  - ①～② (略)
  - ③ 中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備も進めます。…価格転嫁対策の徹底、中小企業等の稼ぐ力の強化や省力化投資の支援を行います。
- 四 第二の柱は、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現です。  
官民が連携した積極的な投資により、我が国の課題を解決し、先端産業を開花させていくことで、日本経済の強い成長の実現を目指します。
  - ①～③ (略)
  - ④ 事前防災や道路関連インフラの保全をはじめ、防災・減災・国土強靭化にも取り組みます。
  - ⑤ (略)
- 五～七 (略)



出典：官邸HP

# 「強い経済」を実現する総合経済対策(建設業関係)

## 第2章 「強い日本経済実現」に向けた具体的施策

### 第1節 生活の安全保障・物価高への対応

#### 1. 足元の物価高への対応

##### (3) 物価上昇を踏まえた官公需の価格転嫁の徹底(p.8)

- 国又は地方公共団体から民間への請負契約等の官公需においても、物価上昇等を踏まえた単価の見直しを行う。国又は地方公共団体は、単価、発注における予定価格等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるよう、必要となる予算を確保する(略)。また、公共事業等については、労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら適切な価格転嫁を図りつつ、必要な事業量を確保し、社会資本整備を着実に進める。

#### 2. 地方の伸び代の活用と暮らしの安定

##### (1) 地域の生活環境を支える基幹産業の支援・活性化

###### (暮らし等に関わるDXの推進) (p.8) ※デジタル庁一括計上予算関係

- ガバメントクラウド、ガバメントソリューションサービス等の整備を着実に進める。自治体情報システム標準化・共通化、ガバメントクラウドへの移行を進めるとともに、移行後の運用経費の増加への対応を含めて、安定的な運用のために必要な措置を講じる。ベース・レジストリの整備の促進、公金受取口座の登録・利用を推進する。

##### (2) 地方発の世界をリードする技術・ビジネスの創出

###### (地域の持続性を高めて魅力を発揮するインフラ整備・まちづくり) (p.16)

- …インフラの持続可能性を高める…。まちづくり・防災の高度化やイノベーション創出に資する「建築・都市のDX」の取組を加速する。PPP／PFIについて、インフラ老朽化や人手不足が進行する中で持続可能なインフラマネジメントを実現するため、物価変動リスクへの適切な対応や、インフラ老朽化対策等に資する案件形成のための支援を実施する。

#### 3. 中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備

##### (2) 価格転嫁の徹底、中小企業等の稼ぐ力の強化・省力化投資

###### (持続的・構造的賃上げに向けた生産性向上等の支援) (p.26)

- 建設産業について、2025年12月施行の第三次・担い手3法を着実に実行し、労務費の行き渡りの実効性確保や入職拡大に向けた魅力発信や災害対応力強化にも資するICT技術の活用等に取り組む。

## 第2節 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現

#### 4. 防災・減災・国土強靭化の推進

##### (2) 令和の国土強靭化の実現(p.41-42)

- …「国土強靭化基本計画」に基づき、令和の国土強靭化対策を進めていく。

「第1次国土強靭化実施中期計画」に基づく取組を着実に推進するとともに、安定財源確保方策の具体的な検討を行う。労務費や資材価格の高騰の影響等を考慮しながら、初年度については令和7年度補正予算から必要かつ十分な額を措置する。

「「強い経済」を実現する総合経済対策」について(R7.11.21閣議決定) 抜粋

公共事業

2兆 873億円<sup>※1</sup>

(R6補正 1兆9,126億円、R6補正1.09倍、1,748億円増額)

○うち国土強靭化(実施中期計画)

1兆2,346億円

(R6補正 9,131<sup>※2</sup>億円、R6補正1.35倍、3,214億円増額)

非公共事業

3,943億円

(R6補正 3,352億円、R6補正1.18倍、591億円増額)

○国土強靭化(実施中期計画)

240億円

○造船業の再生に向けた支援策

1,204億円

○「交通空白」の解消等に向けた地域公共交通  
のリ・デザインの全面展開

352億円

※公共も含めると379億円

※上記の他、鉄道局計上分 50億円の内数、観光庁計上分 78億円の内数

○高速道路料金の大口・多頻度割引の拡充措置の延長

78億円

○持続可能な観光の推進

225億円

○海上保安能力の強化等

710億円

※公共も含めると793億円

等

合計(デジタル庁一括計上分124億円を含む)

2兆4,817億円

(R6補正 2兆2,478億円、R6補正1.10倍、2,339億円増額)

一般会計から自動車安全特別会計への繰り戻し5,741億円を含んだ場合の合計 3兆 557億円

(R6補正 2兆2,478億円、R6補正1.36倍、8,080億円増額)

※1.公共事業の計数には、GX経済移行債750億円(環境省事業。国土交通省と環境省で連携して実施)を含む。

※2.「国土強靭化緊急対応枠(2,467億円)を含めた「5か年加速化対策」の額である。

※3.上記の他に、財政投融資(156億円)がある。

## I. 生活の安全保障・物価高への対応

### 3. 中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備

#### (1) 価格転嫁の徹底、中小企業等の稼ぐ力の強化・省力化投資

- ・持続的・構造的賃上げに向けた生産性向上等の支援

①建設産業・不動産業・運輸業の持続的成長のための市場環境整備等

非公共事業費 国費 715百万円

建設産業について、2025年12月施行の第三次・担い手3法を着実に実行し、労務費の行き渡りの実効性確保、入職拡大に向けた魅力発信や災害対応力強化にも資するICT技術の活用等を推進。不動産業について、省力化による地域の事業者の生産性向上等を通じた稼ぐ力の強化を推進。(略)

## 成長戦略の検討課題(案)

### 1. 「危機管理投資」・「成長投資」による強い経済の実現

- ◆ 「危機管理投資」・「成長投資」の戦略分野における、大胆な投資促進、国際展開支援、人材育成、産学連携、国際標準化といった多角的な観点からの総合支援。
- ◆ AI・半導体、造船、量子、バイオ、航空・宇宙など、戦略分野毎の取りまとめ担当大臣が、業所管大臣や需要側大臣等と協力して、官民投資の促進策を策定。日本成長戦略担当大臣が全体を取りまとめ。

### 2. 分野横断的課題への対応

- ◆ 新技術立国・勝ち筋となる産業分野の国際競争力強化に資する戦略的支援。
- ◆ 未来成長分野に挑戦する人材育成のための大学改革、高専等の職業教育充実。
- ◆ 世界に伍するスタートアップエコシステムを作り上げ、持続可能な経済成長と社会課題解決を両立。
- ◆ 金融を通じ、日本経済と地方経済の潜在力を解き放つための戦略的策定。
- ◆ 生産性の高い分野への円滑な労働移動や働き方改革を含めた労働市場改革。
- ◆ 介護、育児等によりキャリアをあきらめなくてもよい環境の整備。
- ◆ 物価上昇を上回る賃上げが継続する環境整備（中小企業等の生産性向上・事業承継・M&A等）。
- ◆ サイバーセキュリティ強化（技術開発・人材育成加速）。
- ◆ 上記の課題毎の取りまとめ担当大臣が、関係大臣と協力して、解決策を策定。日本成長戦略担当大臣が全体を取りまとめ。

## 主な項目の担当大臣

### 1. 「危機管理投資」、「成長投資」の戦略分野

AI・半導体	内閣府特命担当大臣（人工知能戦略）／経済産業大臣
造船	国土交通大臣／内閣府特命担当大臣（経済安全保障）
量子	内閣府特命担当大臣（科学技術政策）
合成生物学・バイオ	経済産業大臣
航空・宇宙	内閣府特命担当大臣（経済安全保障）
デジタル・サイバーセキュリティ	経済産業大臣／デジタル大臣
コンテンツ	内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略）
フードテック	農林水産大臣
資源・エネルギー安全保障・GX	経済産業大臣
防災・国土強靭化	国土強靭化担当大臣
創薬・先端医療	内閣府特命担当大臣（科学技術政策）／デジタル大臣
フュージョンエネルギー	内閣府特命担当大臣（科学技術政策）
マテリアル（重要鉱物・部素材）	経済産業大臣
港湾ロジスティクス	国土交通大臣
防衛産業	経済産業大臣／防衛大臣
情報通信	総務大臣
海洋	内閣府特命担当大臣（海洋政策）

### 2. 分野横断的課題

新技術立国・競争力強化	経済産業大臣
人材育成	文部科学大臣
スタートアップ	スタートアップ担当大臣
金融を通じた潜在力の解放	内閣府特命担当大臣（金融）
労働市場改革	厚生労働大臣
介護、育児等の外部化など負担軽減	日本成長戦略担当大臣
賃上げ環境整備（※）	賃上げ環境整備担当大臣
※中小等の生産性向上・事業承継・M&A等 サイバーセキュリティ	サイバーセキュリティ担当大臣

## 経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）

### 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着～賃上げ支援の政策総動員～
  - (2) 三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し

(多様で柔軟な働き方の推進)

(略)

働き方改革関連法施行後5年の総点検を行い、働き方の実態及びニーズを踏まえた労働基準法制の見直しについて、検討を行う。

(略)

## 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）

### VI. 人への投資・多様な人材の活躍推進

2. 多様な人材の活躍推進
  - (3) 働き方改革関連法施行後5年を踏まえた働き方改革の総点検

①働き方改革関連法施行後5年を踏まえた状況の把握と総点検

(略)

誰もが健康で、意欲と能力を発揮して働きやすい労働環境の下で生産性の高い多様で柔軟な働き方を推進するとともに、働き方改革関連法施行後5年の総点検を行い、働き方の実態とニーズを踏まえた労働基準法制の見直しについて労働政策審議会で検討する。

(略)

令和7年9月を目途に、次の(1)(2)の調査を実施する。結果は11月目途に公表予定。

## (1) アンケート調査

労働者の労働時間に関するニーズを把握。労働時間を[減らしたい/現状のままでいい/増やしたい]労働者の割合、今どれくらい働いているか、希望する労働時間数[減らしたい/現状のままでいい/増やしたい（上限規制の手前でもう少し働きたい/上限規制を超えて働きたい）]など。

- ◆ 対象者：モニター調査会社に登録している労働者
- ◆ 調査項目：所定労働時間、総労働時間、希望する労働時間数とその理由 等

## (2) ヒアリング調査

上限規制への対応状況、課題認識などについて「生の声」を把握。

- ◆ 対象者：企業及び労働者に対し、労働局により実施
- ◆ 調査項目
  - ・企業ヒアリング：上限規制への対応状況、上限規制の施行による課題認識、その他労働時間制度に関する要望 等
  - ・労働者ヒアリング：時間外労働の実態、上限規制についての認識、収入や働き方に対する希望、労働時間規制に関する課題認識 等

# 育成就労制度の概要について

- 令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布された。
- それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設される。（令和9年4月1日改正法施行予定）

<b>育成就労制度の目的</b>	<p>「<b>育成就労産業分野</b>（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて<b>特定技能1号</b>水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保すること。          （※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの</p>
<b>基本方針・分野別運用方針</b>	<p>育成就労制度の<b>基本方針</b>及び育成就労産業分野ごとの<b>分野別運用方針を策定</b>する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。          分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってなお不足する人数に基づき<b>分野ごとの受入れ見込数</b>を設定し、これを<b>受入れの上限数として運用</b>する。</p>
<b>育成就労計画の認定制度</b>	<p>育成就労外国人ごとに作成する「<b>育成就労計画</b>」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、<b>外国人育成就労機関による認定を受ける</b>）。</p>
<b>監理支援機関の許可制度</b>	<p>（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う<b>監理支援機関を許可制とする</b>（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない）。</p>
<b>適正な送出しや受入環境整備の取り組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送出国と二国間取決め（MOC）の作成 や 送出国に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保する。</li> <li>・育成就労外国人の<b>本人意向による転籍を一定要件の下で認めること</b>などにより、労働者としての権利保護を適切に図る。</li> <li>・地域協議会を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。</li> </ul>

# 基本方針、分野別運用方針及び関係省令について

## 基本方針、分野別運用方針及び関係省令

### 1 基本方針

入管法及び育成労法に基づき、特定技能制度及び育成労制度の運用の基本的事項について定めるもの

### 2 分野別運用方針

入管法及び育成労法に基づき、かつ、基本方針にのつとり、各分野ごとに特定技能制度及び育成労制度の運用に関する事項について定めるもの

### 3 関係法令

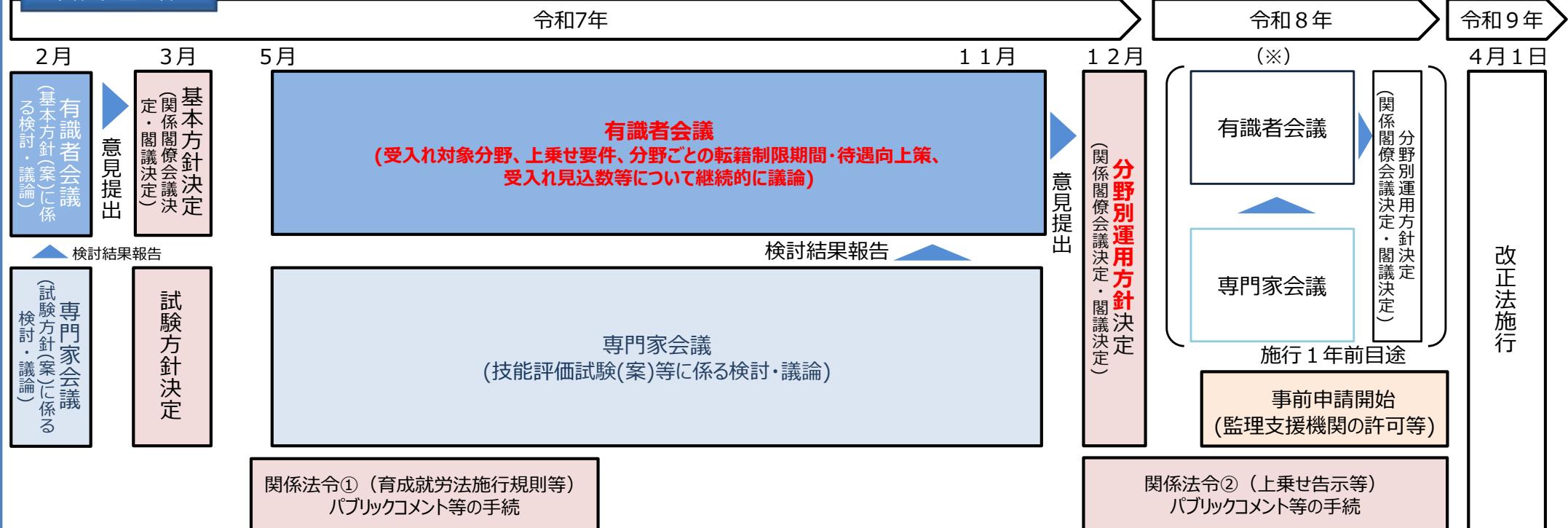
①育成労法施行規則等

入管法及び育成労法からの委任により同法の詳細な内容（育成労計画の認定基準、監理支援機関の許可基準等）について定めるもの

②上乗せ告示等

分野の特性に応じて上乗せ要件等を定めようとする特定の分野及び当該上乗せ要件等を定めるもの（分野別運用方針を踏まえて令和7年12月頃から必要な告示等を整備していく予定）

## スケジュール



※ 各分野において、分野別運用方針の変更を要する場合や、更なる受入れ対象分野の追加希望があれば、検討する（令和9年度以降も同様に運用予定）。

- 改正入管法等（令和6年6月公布）では、国際貢献を目的とする「技能実習制度」を抜本的に見直し、人手不足分野における人材の育成・確保を目的とした「育成労制度」を創設（令和9年度施行）。
- 建設分野における外国人材の円滑かつ適正な受入れに向けて、育成労制度の施行に向けた対応の方向性をはじめとする幅広い論点について議論・検討を行うため、有識者や業界関係者等からなる検討会を開催。

## ■ 委員（敬称略、五十音順）

### ■ 有識者等

- 惠羅さとみ 法政大学 社会学部准教授  
 蟹澤 宏剛 芝浦工業大学 建築学部教授（座長）  
 籠田 淳子 有限会社ゼムケンサービス 代表取締役  
 澤村 美喜 エコ・プロジェクト協同組合 副理事長  
 杉田 昌平 弁護士法人Global HR Strategy 代表社員・弁護士  
 長尾 晴香 (一社) ViVarsity 代表理事  
 万城目正雄 東海大学 教養学部教授

### ■ 業界関係者

- 青柳 剛 (一社) 全国建設業協会 労働委員長  
 朝倉 泰成 (一社) 全国中小建設業協会  
 岩田 正吾 (一社) 建設産業専門団体連合会 会長  
 原田 知明 (一社) 日本建設業連合会 労働委員会委員

## ■ 検討スケジュール

- 第1回：令和7年6月9日（月）
  - 技能者の現状と育成労制度
  - 技能者の中長期的なキャリアパス
  - 育成労制度の施行に係る事項
- 第2回：8月7日（木）
  - 外国人材の円滑な受入、定着促進に向けた課題
  - 外国人技術者の確保・定着に向けた課題
- 第3回：9月4日（木）
  - 外国人材の円滑な受入れ等に向けた課題
  - 建設分野における外国人共生
- 第4回：10月16日（木）
  - 外国人材の中長期的なキャリアパス構築
  - 建設分野における外国人共生
  - 取りまとめ骨子
- 第5回：11月12日（水）
  - 外国人材の中長期的なキャリアパス構築
  - 建設分野における外国人共生
  - 取りまとめ（案）

外国人材の適正かつ円滑な受入れに向け、育成就労制度の施行等に伴う詳細な制度設計から中長期的なキャリアパスの構築、外国人共生の取組等、幅広い論点を議論し、その成果を取りまとめ。

## 1. 外国人技能者

### 育成就労制度の施行等に伴う事項

<p><b>育成就労</b></p> <p><b>【転籍制限】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 転籍制限期間：当面2年とし、将来的には1年を目指す</li> <li>○ 待遇向上策（昇給率等）：建設業の前年の平均賃金の上昇率以上の昇給率</li> <li>○ 日本語水準：A1相当とA2相当の間の一定のレベル（A2.1）</li> </ul> <p><b>【分野別協議会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ JAC所属企業は加入したものとみなす</li> <li>○ その他企業のみ分野別協議会への加入を義務付け</li> </ul> <p><b>【上乗せ措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行の技能実習の上乗せ措置を基本的に踏襲。ただし、労働安全衛生対策の基準を追加           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受入企業：建設業許可、CCUS登録</li> <li>・ 処遇：月給制、書面交付、CCUS登録</li> <li>・ 受入枠：常勤職員以下（優良企業に緩和措置）</li> <li>・ 労働安全衛生対策：入国後講習のオリエンテーション 等</li> </ul> </li> </ul>

<p><b>特定技能</b></p> <p><b>【在籍型出向】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本人も含めた建設分野全体における整理を踏まえつつ、引き続き検討</li> </ul> <p><b>【上乗せ措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行の特定技能の上乗せ措置を基本的に踏襲。ただし、受入枠の緩和措置を導入、労働安全衛生対策の基準を追加           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受入企業：建設業許可、CCUS登録、FITS巡回指導</li> <li>・ 処遇：月給制、書面交付、CCUS登録</li> <li>・ 受入枠：常勤職員以下（優良企業に緩和措置）</li> <li>・ 労働安全衛生対策：受入後講習のオリエンテーション 等</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ルールに従わない企業に対し、受入計画認定取消し以外のペナルティ（社名公表や新規受入停止等）を検討</li> <li>○ 登録支援機関名を受入計画の記載事項に追加</li> </ul>
---

## 中長期的なキャリアパスの構築

- 「外国人就労管理システム」を、出入国在留管理庁の在留情報や建設キャリアアップシステム(CCUS)と連携
- CCUSカードリーダーの導入等に対する支援の創設やCCUSの登録手数料に対する支援の拡充（JAC）
- 建設分野全体で策定する「育成・キャリア形成プログラム」を踏まえた、「キャリア育成プラン」の策定・運用

## 2. 外国人技術者

- 海外合同就職説明会等の開催等を通じて、外国人技術者を確保する取組の継続
- 一定の技能等を有する特定技能外国人が施工管理等を担うことの可否の検討

## 3. 建設分野の外国人共生の取組

- 「外国人材とつくる建設未来賞」等の実施に加え、以下を充実
- 【教育支援の充実】**
- ・ 無料日本語講座の拡充、日本社会の理解促進プログラムの提供、日本人従業員向け外国人共生講座の拡充等（JAC, FITS）
- 【生活面の支援】**
- ・ 医療受診サポートの提供、日常生活トラブルに対応した損害賠償保険への加入支援の提供、母国語ホットラインの拡充（JAC, FITS）
- 【地域社会との協働】**
- ・ 受入企業等による優良な事例の収集・抽出・横展開（JAC等）
  - ・ 業界全体での取組の輪の拡大

## 国土交通大臣と建設業団体の意見交換会（R7.9.11）

## 開催概要

日 時：令和7年9月11日 16:00～17:00

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ：令和8年度概算要求、建設業の賃金引上げ、生産性向上等の推進に向けた取組 等

- 活発な民間投資に応えながら公共工事予算の執行が順調であることなどから、十分な施工余力があることについて再確認。
- 2月に行われた車座の場で申し合わせた賃金引き上げや生産性向上への対応については、官民一体となって取組を進めていることを確認。
- その他、猛暑に対応した働き方や外国人材の確保・育成に向けた取組について議論。

【前回（令和7年2月）の申し合わせ】

- 技能者の賃上げについて、民間工事も含め、「おおむね6%の上昇」を目標とし、その達成のための取組を強力に推進すること
- 生産性向上について、省力化投資促進プランも踏まえ、各団体において、具体的な目標・期限を定めた計画を早急に策定し、業種・職種に応じた効果的な取組を推進すること



## 建設キャリアアップシステム登録技能者 向けスマートフォンアプリ「建キャリ」 (2024年11月リリース)

CCUS登録技能者の皆様に便利にお使い  
いただけますように、多くの機能をご用意し  
ました。「どんなアプリなの?」か、主  
な機能や画面等を紹介します。

### ◎ 建キャリとは?

「建キャリ」は、日本初の業界横断的な技  
能者向けスマートフォンアプリであり、3  
00万人ともいわれる建設技能者共通のア  
プリを目指しています。CCUSに登録して  
いる基本情報や就業履歴を、技能者本人が  
容易に確認、登録している資格者証などを  
いつでも画面表示できます。また、能力評  
価のサポートや建退共掛金納付状況、  
CCUS応援団の特典なども確認可能。  
CCUSを身近に感じ、CCUSのメリットを  
実感いただくことを目的としています。  
ダウンロードは無料。iPhoneでもAndroid  
スマホでもご利用いただけます。



	これまで	リニューアル後
電子申請 (掛金納付)	就労実績報告作成ツール（以下「就労ツール」）と電子申請専用サイト（以下「専用サイト」）の <u>二つのシステムで登録</u>	<u>就労ツールを使わず、専用サイトで全ての手続きが完結</u>
	元請下請間や就労ツールと専用サイト間で <u>データの受渡し（授受）が発生</u>	専用サイトですべての操作が可能となり、 <u>データファイルの受渡しが不要</u>
	元請と下請間の <u>やり取りや確認に時間を要する</u>	元請も下請も内容や作業状態を <u>リアルタイムに確認が可能</u>
	データチェックに <u>2営業日必要</u>	<u>当日中にデータチェックが可能</u>
CCUSとの連携	CCUSから「現場・契約情報」や「就業履歴」ファイルをダウンロードし、専用サイトに登録するなど、 <u>複数回の手作業が発生</u>	<u>CCUSからデータを自動連携することにより手続きを簡素化</u>
オンライン申請	共済手帳申込などの <u>数種類の手続きのみ</u> オンライン申請が可能	<u>すべての手続きについて、オンライン申請が可能</u> （手帳等の添付書類については、郵送による提出が必要）

※新規工事は10月3日～(CCUS連携は10月14日～)、現在運用中の工事は12月末から新システムで利用可能

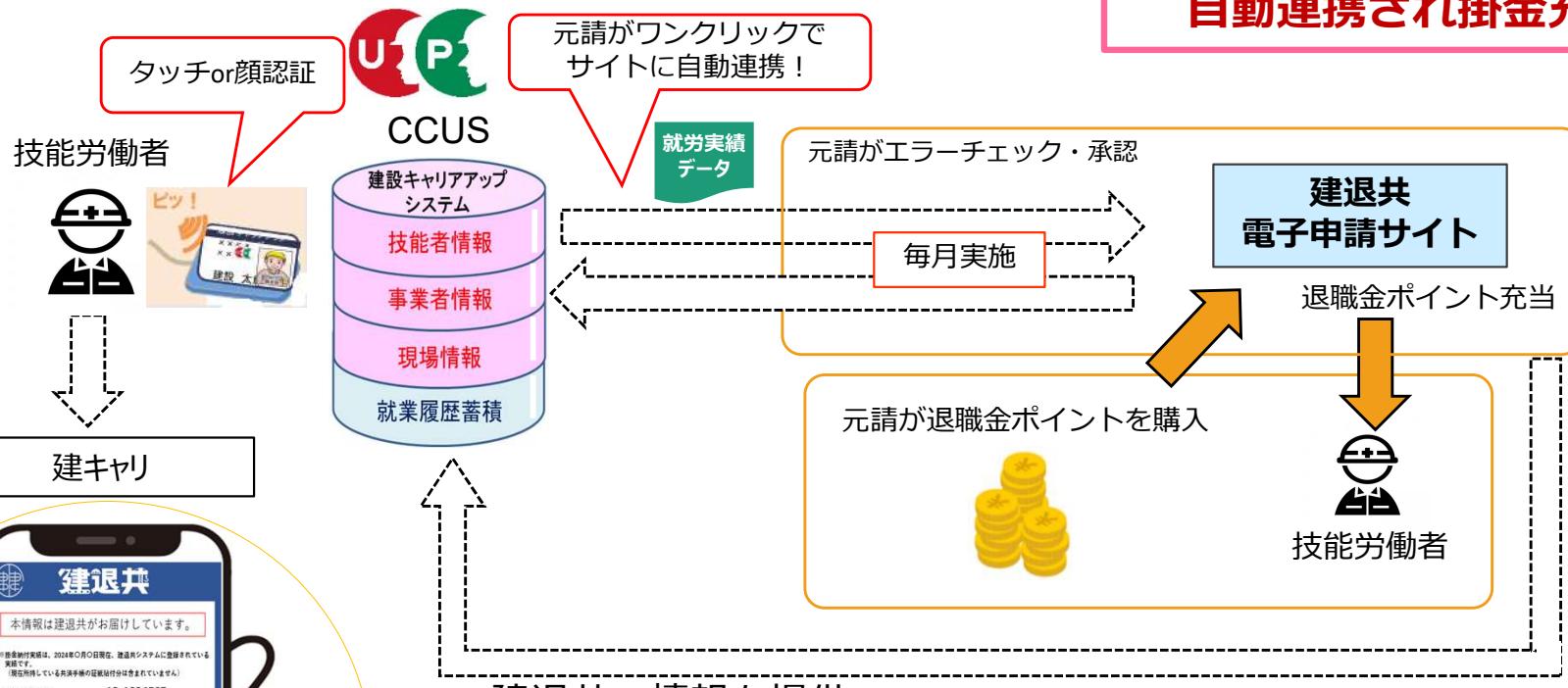
### 退職金ポイント還元キャンペーンについて

- 電子申請専用サイトリニューアルに伴い令和7年10月1日～令和8年3月31日までの期間で実施
- 期間中に退職金ポイントを購入した共済契約者に対し、購入した退職金ポイントの2%(CCUS連携工事の場合は5%)をポイント還元。令和8年4月以降に還元予定。

## 2 電子申請専用サイトとCCUSとの連携イメージ

建退共

✓ CCUSの就業履歴データが  
建退共電子申請専用サイトに  
自動連携され掛金充当



建キャリの利用状況  
(令和6年12月～令和7年9月末時点)

建キャリアアプリ利用者数26,831人のうち、  
建退共加入利用者数 6,999人  
(うち最大退職金額が927万円の技能者も)  
※毎週更新



## 《改正概要》

競争参加資格である、入札参加者間に親子関係※1がない旨の要件充足が必要な時点について、「開札時」については不要とする※2。

※1 本資料中、「親子関係」は「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」

(平成27年3月6日付け、国地契第91号)記2.に掲げる基準(資本関係及び人的関係等)をいう。

※2 国交省直轄工事につき「一般競争入札方式の手続について」(令和5年12月27日付け、国会公契第22号等)等に規定。

### 現 行

- ①競争参加資格確認時
- ②入札書提出締切時
- ③開札時



### 変更案

- ①競争参加資格確認時
- ②入札書提出締切時
- ③開札時

## 《改正理由》

- ❖ 近年、建設企業等における経営統合等の事例が生じている。
- ❖ 建設企業等の経営統合は自由であり、阻害することは好ましくない。一方で、現行制度では入札から開札までに親子関係が形成されると、両者とも入札が無効になるため、自由な経営統合を阻害することに繋がりかねない。
- ❖ そもそも、入札から開札までの間は、会計法上、入札書の変更等が出来ないため、入札から開札までの間に経営統合すること自体は、談合と違い、入札の公平性を損なわない。

## 《留意事項》

- ❖ 親子関係の形成については、引き続き、速やかな届出を求めるとともに、競争参加資格確認時等に確認。
- ❖ 万一、談合発生時には、公取や警察への通報を含め、通常と同様に対応。